

令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和 2 年 6 月 1 7 日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

特に令和元年度においては、大規模な価格カルテル事案や入札談合等関与行為事案について積極的に審査を行って法的措置を採るとともに、デジタル・プラットフォーマー等の I T ・デジタル関連分野（注 1）の事業者による単独行為事案について積極的な審査を行い、確約手続を制度運用開始後初めて適用するなど、社会的ニーズに的確に対応した事件に取り組んだ。

令和元年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

（注 1） I T ・デジタル関連分野の取組状況については後記第 3 及び別添 1 を参照。

第 1 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

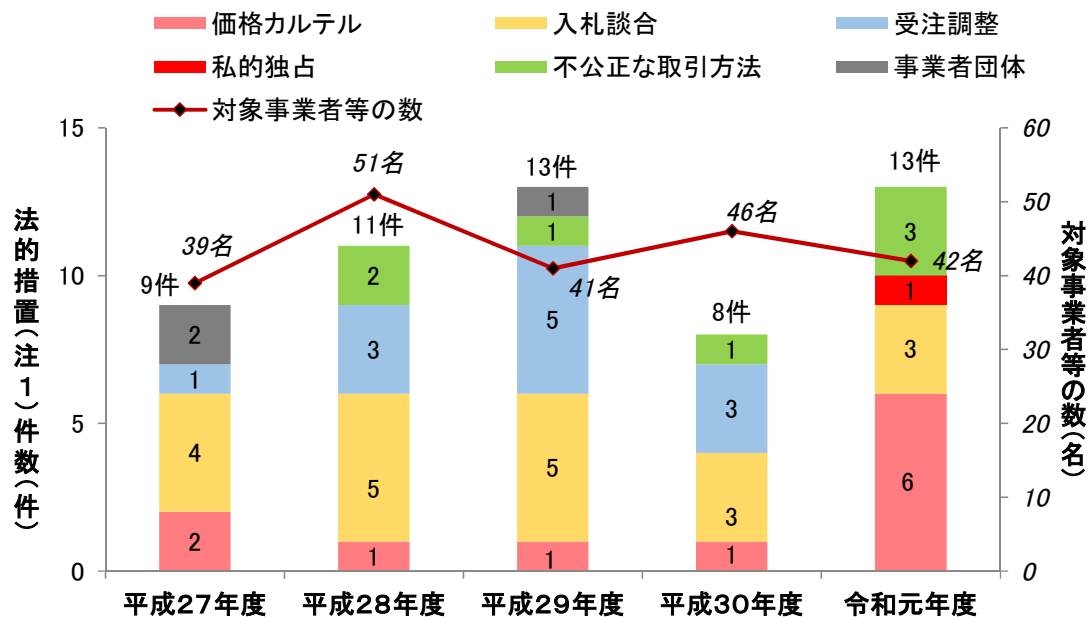
令和元年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ 4 0 名の事業者に対して、1 1 件の排除措置命令を行った。排除措置命令 1 1 件の内訳は、価格カルテル 6 件、入札談合 3 件、不公正な取引方法 2 件となっている。価格カルテル・入札談合 9 件の市場規模は、総額 6 3 0 0 億円超である。

また、令和元年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、2 名の事業者に対して、2 件の確約計画の認定を行った（注 2）。内訳は、拘束条件付取引 1 件、私的独占及び競争者に対する取引妨害 1 件となっている。

（注 2） 確約手続は環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 8 号）により導入された、独占禁止法違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続である（平成 3 0 年 1 2 月 3 0 日施行）。

第 1 から第 4 までに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 8 1（直通）
第 5 及び第 6 に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当） 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 5 4 7 8（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

図1 法的措置（注1）件数等の推移



（注1） 法的措置には確約計画の認定を含む。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

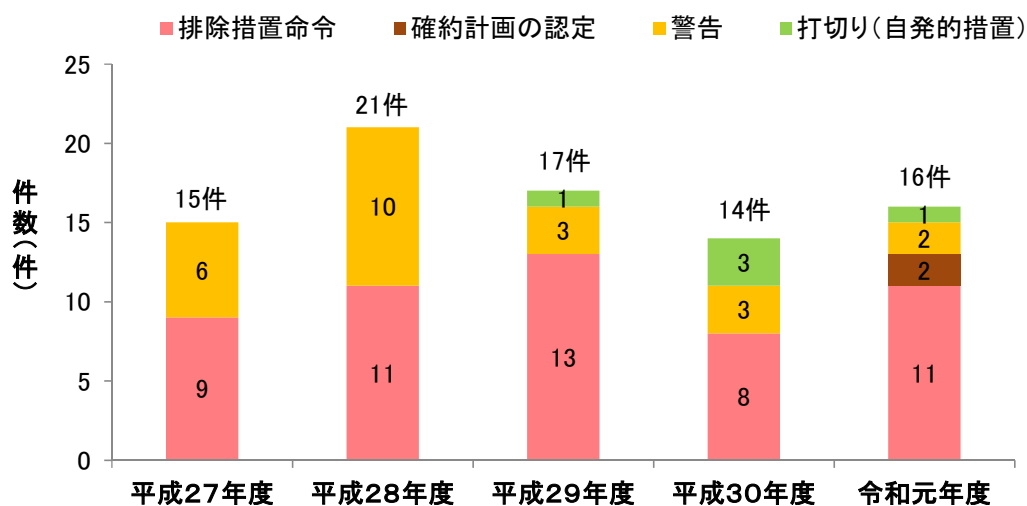
(2) 警告等の状況

令和元年度においては、各事案の内容を踏まえて、迅速な処理を行うことにより競争秩序の早期回復を図った事案や事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反の疑いのある行為が認められた2件について、関係事業者に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行った（優越的地位の濫用：1件、拘束条件付取引：1件）。

イ デジタル・プラットフォーマーによる規約変更に係る事案1件について、事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した（優越的地位の濫用：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



（注） 「打切り（自発的措置）」は、調査の過程において事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案である。

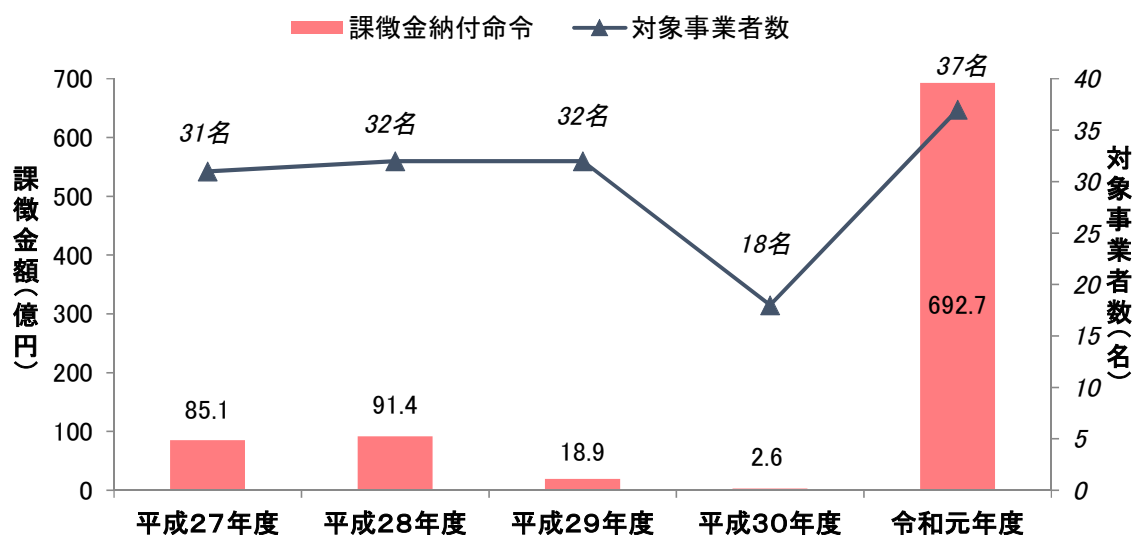
(3) 課徴金納付命令の状況

令和元年度においては、延べ37名の事業者に対して、総額692億7560万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は18億7231万円（注3）であった。

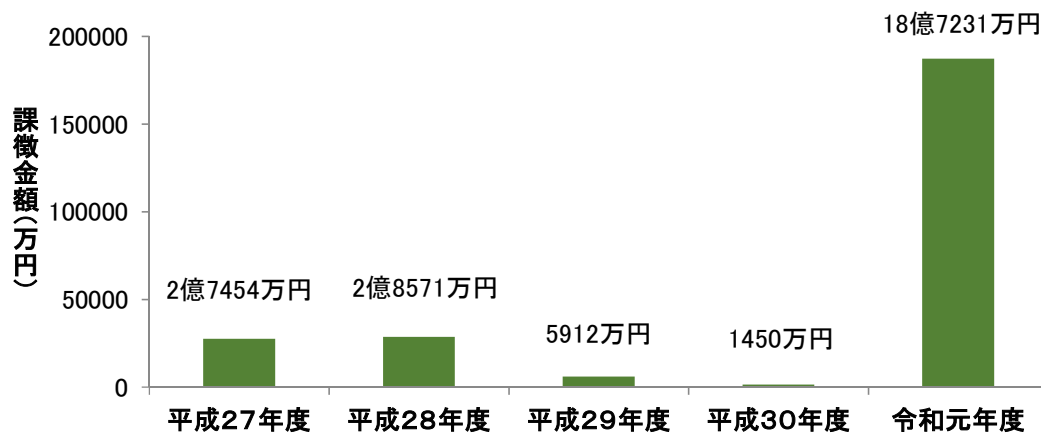
（注3） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



（注） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



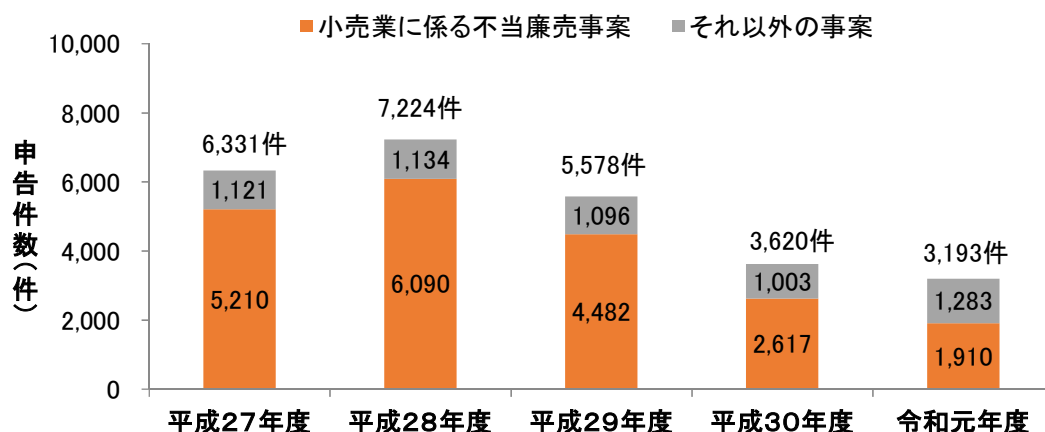
（注） 課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 申告の状況

令和元年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、3,193件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和元年度においては、2,910件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



3 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、令和元年度において、73件であった（平成18年1月の制度導入時から令和元年度末までの累計は1,310件）。

また、令和元年度においては、価格カルテル・入札談合事件9件における延べ26名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトにて、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	25	26	27	28	29	30	元	累計 (注5)
申請 件数	50	61	102	124	103	72	73	1,310

(注5) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和2年3月末までの件数の累計。

表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件，延べ事業者数)

年度	25	26	27	28	29	30	元	累計 (注8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数(注6)(注7)	12	4	7	9	11	7	9	145
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数 (注7)	33	10	19	28	35	21	26	374

(注6) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注7) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトにも課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注8) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から令和2年3月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占

令和元年度においては、放射性医薬品の製造販売業者による私的独占事件（注9）について、1件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

（注9） 行為類型には不公正な取引方法を含む。

・ 日本メジフィジックス株式会社に対する確約認定

公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知（注）を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。

（注） 確約計画の認定の申請をすることができる旨を記載した書面による通知をいう。

ア 富士フィルムR I ファーマ株式会社（以下「F R I」という。）が、フルデオキシグルコース（以下「F D G」という。）の製造販売業への新規参入に当たり、F D Gの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するF D Gを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、協会に対し、F R Iと地域別価格によるF D Gの取引をした場合には、自社が製造するF D G等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。

イ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃以降、F R IがF D Gの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したF D Gの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するF D Gを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。

ウ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、F R Iが製造販売するF D Gを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するF D Gの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。

（令和2年3月11日 確約計画の認定）

2 価格カルテル・入札談合

(1) 価格カルテル

令和元年度においては、価格カルテル事件について、6件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

ア 炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者による価格カルテル事件

炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。

（令和元年6月4日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：137万円）

イ 舗装用改質アスファルトの製造販売業者による価格カルテル事件

舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

（令和元年6月20日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：31億4098万円）

なお、本件審査の過程において、舗装用改質アスファルトの製造販売業者3社が決定した舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引上げ額又は当該価格を維持すること等について、製造販売業者ら5社が、一部の地区において、前記3社と話合っていた行為が認められたことから、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、当該5社に対し、注意を行った。

ウ アスファルト合材の製造販売業者による価格カルテル事件

アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。
（令和元年7月30日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：398億9804万円）

エ 特定アルミ缶及び特定スチール缶の製造販売業者による価格カルテル事件

特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。
特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。
（令和元年9月26日 排除措置命令（2件）及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：257億2356万円）
なお、本件審査の過程において、食缶製造販売業者3社が、食缶（食品〔飲料を除く。〕又はペットフードの缶詰の容器として用いられる金属缶をいう。）の取引に関して、価格に関する情報交換等を行っていた事実が認められたことから、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、当該3社に対し、注意を行った。

オ カルバン錠（医薬品）の販売業者らによる価格カルテル事件

カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。
（令和2年3月5日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：287万円）

(2) 入札談合

令和元年度においては、地方公共団体が発注する物品等の入札における談合事件について、3件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

このうち東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業に係る事件については、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等を東京都に行った。

ア 東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件

東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
（令和元年7月11日 排除措置命令及び課徴金納付命令）
（課徴金総額：7418万円）

① 入札談合等関与行為防止法に基づく東京都知事に対する改善措置要求

東京都の職員が、入札談合が認められた浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していたことから、東京都知事に対し、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

② 東京都水道局に対する申入れ

①以外にも、東京都の職員が、浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者又は受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前まで又は見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に、非公表の予定単価に関する情報を教示するなどしていた事実が認められたことから、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

イ 地方公共団体が発注する特定活性炭及び特定粒状活性炭の販売業者による談合事件

東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

(令和元年11月22日 排除措置命令(2件)及び課徴金納付命令)

(課徴金総額: 4億3460万円)

3 不公正な取引方法

(1) 再販売価格の拘束

令和元年度においては、育児用品の販売業者による再販売価格の拘束事件について、2件の法的措置(排除措置命令)を採った。

ア アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品の再販事件

遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格(以下「提案売価」という。)で販売するようにさせていた。

① 提案売価を下回る販売価格(以下「逸脱売価」という。)で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。

ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。

イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。

ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。

② 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。

③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。

(令和元年7月1日 排除措置命令)

イ コンビ株式会社が販売する「ホワイトレーベル」と称する商品の再販事件

遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品(以下「ホワイトレーベル商品」という。)をコンビ株式会社が定める「提案売価」等と称する価格(以下「提案売価」という。)で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。

(令和元年7月24日 排除措置命令)

(2) 拘束条件付取引

令和元年度においては、宿泊施設を掲載するウェブサイトの運営事業者による拘束条件付取引事件について、1 件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

また、農業協同組合及び食肉の加工・卸売業者による拘束条件付取引事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

ア 楽天株式会社に対する確約認定

公正取引委員会は、楽天株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。

- 楽天株式会社は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイトに宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイトに当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。

(令和元年10月25日 確約計画の認定)

イ あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏による拘束条件付取引事件

あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏は、平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。

- 部会員との間で

- (1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨

- (2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨

等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で

- ・ 前記(1)の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する
- ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を株式会社本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する

などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を株式会社本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。

(令和元年7月3日 警告)

(3) 優越的地位の濫用

令和元年度においては、建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について審査を行い、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

このほか、令和元年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして29件の注意を行った（別添2参照）。

また、アマゾンジャパン合同会社が、商品のポイント付与の原資をAmazonマーケットプレイスの出品者に負担させることについて、所要の調査を行ったところ、同社が規約を変更し、出品者の任意としたことから、調査を継続しないこととした。

さらに、楽天株式会社が、いわゆる「共通の送料込みライン」と称する、出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入することについて、独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがあり、緊急停止命令の申立てを行った。

ア 丸井産業株式会社による優越的地位の濫用事件

丸井産業株式会社は、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。

- (1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。
 - (2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。
- (令和元年5月15日 警告)

イ アマゾンジャパン合同会社のポイント導入に係る優越的地位の濫用事件

アマゾンジャパン合同会社が、Amazonマーケットプレイスの出品者との間のAmazonポイントサービス利用規約を変更し、出品される全ての商品について最低1パーセントのポイントを付与し、当該ポイント分の原資を出品者に負担させる旨の内容としたことについて、独占禁止法上の懸念があったため、所要の調査を行っていたところ、アマゾンジャパン合同会社が、上記規約の変更を修正し、商品をポイントサービスの対象とするか否かについて、出品者の任意としたため、当該規約変更に係る上記調査を継続しないこととした。

(平成31年4月11日 公表)

ウ 楽天株式会社によるいわゆる送料無料化に係る優越的地位の濫用事件

楽天株式会社が、いわゆる「共通の送料込みライン」と称する、出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を導入することについて、独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがあり、令和2年3月18日から同施策が実施されることになれば、公正かつ自由な競争秩序が著しく侵害されることとなり、排除措置命令を待っている間は、侵害された公正かつ自由な競争秩序が回復し難い状況に陥ることになるとして、同施策の実施を一時停止することについて、同法第70条の4第1項の規定に基づき、楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立てを東京地方裁判所に対して行った。

公正取引委員会は、令和2年3月6日の楽天株式会社の公表等を受け、同月10日、上記施策について、出店事業者が参加するか否かを自らの判断で選択できるようになるのであれば、当面は、一時停止を求める緊急性が薄れるものと判断し、東京地方裁判所に対して行っていた緊急停止命令の申立てを取り下げた。

なお、本件違反被疑行為に対する審査については、継続することとしている。

(令和2年2月28日、3月10日 公表)

(4) 不当廉売

令和元年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注１０）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして２３５件の注意を行った（表３）。

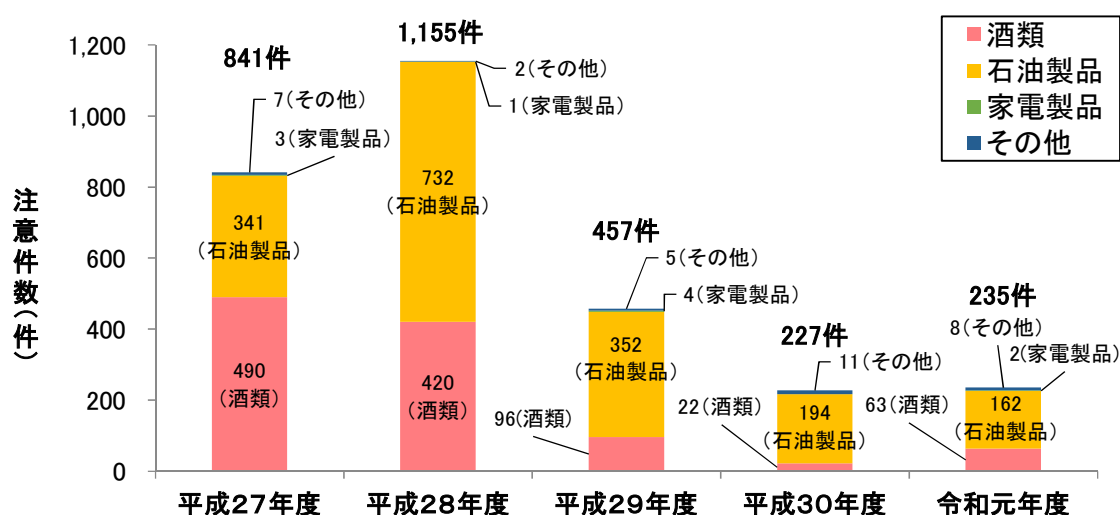
（注１０） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表３ 令和元年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	６３	１６２	２	８	２３５

図６ 不当廉売事案の注意件数の推移



（注） 注意件数は、下から①酒類、②石油製品、③家電製品、④その他の順に記載。

(5) その他（取引妨害等）

その他の類型として、芸能事務所が、自らと競争関係にある芸能事務所に所属する芸能人の活動を妨害していた疑いがあったため、取引妨害等につながるおそれがあったとして注意を行った事例などがある。

第3 IT・デジタル関連分野における取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

令和元年度は、ITタスクフォース等において処理したIT・デジタル関連分野の2つの事案の処理結果を公表した（令和元年度のIT・デジタル関連分野における取組状況については、別添1を参照）。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

令和元年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が180件、農業分野が24件、電力・ガス分野が45件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387（※）

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注11）

令和元年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件（東京地方裁判所9件，東京高等裁判所1件）（注12）であったところ，同年度中に新たに3件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和元年度当初において東京地方裁判所に係属中であった9件のうち4件については，平成30年度中に判決（請求棄却が3件，一部認容が1件）があり，いずれも令和元年度中に上訴期間が満了するものであったところ，当該4件のうち1件が上訴期間の経過をもって確定した。その余の3件は令和元年度中に控訴され，うち2件（注13）は東京高等裁判所に係属中であり，うち1件は令和元年度中に同裁判所が控訴を棄却する判決をしたところ，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記9件のうち残りの5件中の4件については，令和元年度中に東京地方裁判所が請求を棄却する判決をし，当該4件のうち2件は上訴期間の経過をもって確定し，その余の2件は控訴され（うち1件は令和元年度末時点では上訴期間中であったが，令和2年度に控訴された。），東京高等裁判所に係属中である。

また，令和元年度当初において東京高等裁判所に係属中であった1件については，同裁判所が控訴を棄却する判決をし，上訴期間の経過をもって確定した。

これらの結果，令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件であった（別表第8表参照）。

なお，前記執行停止の申立て1件については，令和元年度中に東京地方裁判所が却下の決定をし，同年度末時点で上訴期間中であったが，その後，上訴期間の経過をもって確定した。

（注11） 審判制度の廃止に伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注12） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

（注13） なお，当該2件は東京地方裁判所係属中に併合されたため，東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから，以降は1件とした。

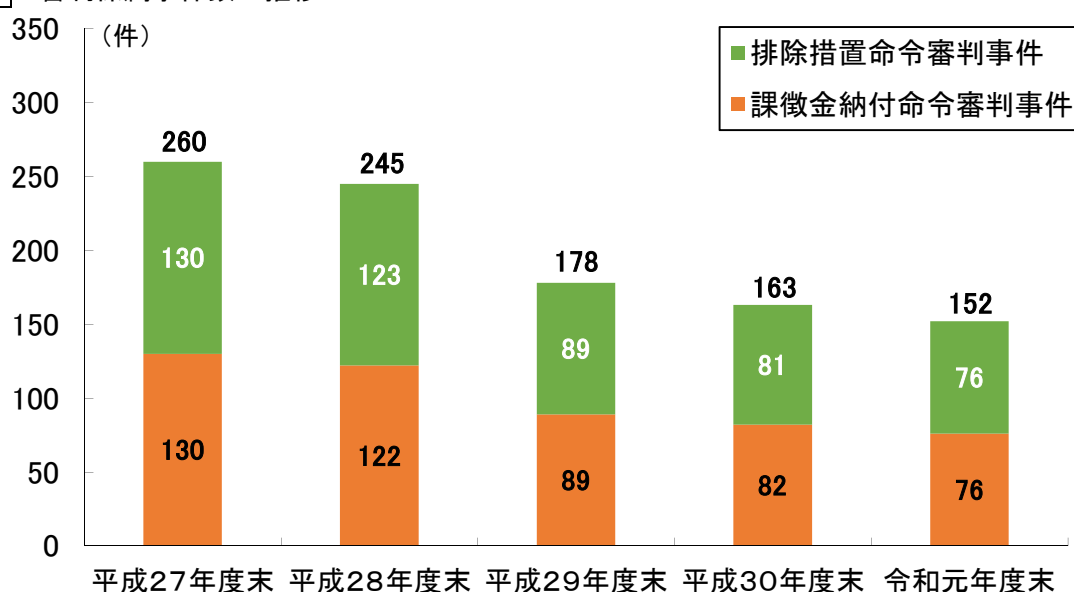
第5 審判及び審決等の概要

令和元年度中に係属していた審判事件数（注14）は163件（うち82件は課徴金納付命令に係るもの）である。令和元年度においては、11件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決2件、排除措置命令を変更する旨の審決2件及び排除措置命令を取り消す旨の審決1件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決2件、課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決2件、課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する旨の審決1件及び課徴金納付命令を取り消す旨の審決1件である。

この結果、令和元年度末時点では152件の審判事件が係属中である。

（注14） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図7 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決（令和元年度）

- (1) 審判請求棄却審決（2件）
 - ・ 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの2件
- (2) 排除措置命令を変更する旨の審決（2件）
 - ・ 優越的地位の濫用事件に係るもの2件
- (3) 排除措置命令を取り消す旨の審決（1件）
 - ・ 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決（令和元年度）

- (1) 審判請求棄却審決（2件）
 - ・ 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの2件
- (2) 課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決（2件）
 - ・ 優越的地位の濫用事件に係るもの2件
- (3) 課徴金納付命令の一部を取り消すとともに課徴金の額を変更する旨の審決（1件）
 - ・ 軸受製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- (4) 課徴金納付命令を取り消す旨の審決（1件）
 - ・ 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件

第6 審決取消請求訴訟

令和元年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注15）は8件であったが、令和元年度中に新たに3件の審決取消請求訴訟が提起されたため、令和元年度に係属した審決取消請求訴訟は11件である（別表第12表参照）。

令和元年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が、原告の請求を棄却する判決をしたものが1件（原告が上訴。なお、上訴した6上告人〔申立人〕中、2上告人〔申立人〕については、上訴を取り下げた。）あった。また、最高裁判所が、上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが7件（うち1件は、上記のとおり、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）あった。

この結果、令和元年度末時点では4件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注15） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第 1 表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度			2 7	2 8	2 9	3 0	元	
審査 件数	前年度からの繰越し		1 1	1 5	2 1	2 5	2 3	
	年度内新規着手		1 2 7	1 3 4	1 2 2	1 1 8	7 6	
	合 計		1 3 8	1 4 9	1 4 3	1 4 3	9 9	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	9 3 9	1 1 5 1	1 3 4 1	8 4 6	1 1 4 0	
		確約計画の認定 対象事業者数	— —	— —	— —	0 0	2 2	
		その他	終 了（違反認定）	0	1	1	0	0
			警 告	6	1 0	3	3	2
	注 意		1 0 6	8 4	8 8	9 5	5 7	
	打切り		2	2 2	1 3	1 4	9	
	小 計		1 1 4	1 1 7	1 0 5	1 1 2	6 8	
	合 計		1 2 3	1 2 8	1 1 8	1 2 0	8 1	
	次年度への繰越し		1 5	2 1	2 5	2 3	1 8	
	課徴金 納付 命令	対象事業者数	3 1	3 2 (注 2)	3 2	1 8	3 7	
課徴金額		85 億 725 万 (注 1)	91 億 4301 万 (注 2)	18 億 9210 万	2 億 6111 万	692 億 7560 万		
告 発 件 数			1	0	1	0	0	

（注 1） 松尾電機株式会社による排除措置命令等取消請求事件について、平成 3 1 年 3 月 2 8 日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成 2 8 年 3 月 2 9 日、課徴金額 4 億 2 7 6 5 万円）のうち、4 億 2 4 1 4 万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

（注 2） 罰金調整の結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 令和元年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件）

内容		処理別	法的措置		その他				合計
			排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占			0	1	0	0	1	0	2
テ カ ル ル	価格カルテル（注1）		6	0	0	0	8	2	16
	入札談合		3	0	0	0	0	0	3
	小 計		9	0	0	0	8	2	19
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束		2	0	0	0	4	0	6
	その他の拘束・排他条件付取引		0	1	0	1	1	2	5
	取引妨害		0	0	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用		0	0	0	1	29	2	32
	不当廉売		0	0	0	0	4	2	6
	その他		0	0	0	0	5	1	6
	小 計		2	1	0	2	47	7	59
そ の 他（注2）			0	0	0	0	1	0	1
合 計			11	2	0	2	57	9	81

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

年度		27	28	29	30	元	合計
内容							
私 的 独 占		0	0	0	0	1	1
カルテル	価格カルテル	2	1	1	1	6	11
	入札談合	4	5	5	3	3	20
	受注調整	1	3	5	3	0	12
	小 計	7	9	11	7	9	43
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	1	0	0	2	3
	その他の拘束・排他条件付取引	0	1	0	0	1	2
	取引妨害	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	1	0	0	1
	小 計	0	2	1	1	3	7
その他（注3）		2	0	1	0	0	3
合 計		9	11	13	8	13	54

（注1） 確約計画の認定を含む。

（注2） 私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第4表 令和元年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
1	元 (措) 1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	第3条後段	R元. 6. 4
2	元 (措) 2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元. 6. 20
3	元 (措) 3	アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件	遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。 ① 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。 ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。 イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。 ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。 ② 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。 ③ 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。	第19条（第2条第9項第4号）	R元. 7. 1
4	元 (措) 4	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	第3条後段	R元. 7. 11

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
5	元 (措) 5	コンビ株式会社 に対する件	遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）をコンビ株式会社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。	第19条（第2条第9項第4号）	R元.7.24
6	元 (措) 6	アスファルト合 材の製造販売 業者に対する 件	アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	第3条後段	R元.7.30
7	元 (措) 7	特定アルミ缶の 製造販売業者 に対する件	特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元.9.26
8	元 (措) 8	特定スチール 缶の製造販売 業者に対する 件	特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	第3条後段	R元.9.26
9	元 (措) 9	東日本地区に 所在する地方 公共団体が発 注する特定活 性炭の販売業 者に対する件	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	第3条後段	R元.11.22
10	元 (措) 10	近畿地区に所 在する地方公 共団体が発注 する特定粒状 活性炭の販売 業者に対する 件	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	第3条後段	R元.11.22
11	2 (措) 1	カルバン錠の販 売業者らに対 する件	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。	第3条後段	R2.3.5

第5表 令和元年度確約計画の認定一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
1	元 (認) 1	楽天株式会社 に対する件	公正取引委員会は、楽天株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。 ○ 楽天株式会社は、自らが運営する「楽天トラベル」と称するウェブサイト宿泊施設を掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、当該ウェブサイト当該運営業者が掲載する部屋の最低数の条件を定めるとともに、宿泊料金及び部屋数については、他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定めている。	第19条 (一般指定 第12項)	R元. 10. 25
2	2 (認) 1	日本メジフィジックス株式会社 に対する件	公正取引委員会は、日本メジフィジックス株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定した。 ア 富士フイルムＲＩファーマ株式会社（以下「ＦＲＩ」という。）が、フルデオキシグルコース（以下「ＦＤＧ」という。）の製造販売業への新規参入に当たり、ＦＤＧの卸売を行う公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）を通じて、全国一律価格ではなく、配達地域に応じた複数の価格（以下「地域別価格」という。）で同社が製造するＦＤＧを販売しようとしていたところ、日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、協会に対し、ＦＲＩと地域別価格によるＦＤＧの取引をした場合には、自社が製造するＦＤＧ等の販売を停止する意思がある旨を伝えた。 イ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃以降、ＦＲＩがＦＤＧの自動投与装置の製造販売業者と共同開発したＦＤＧの自動投与装置（以下「特定自動投与装置」という。）の導入があり得た南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関に対し、特定自動投与装置において、自社が製造販売するＦＤＧを使用できる可能性があったにもかかわらず、明確な根拠なく特定自動投与装置では使用できないと説明していた。 ウ 日本メジフィジックス株式会社は、平成29年5月頃、ＦＲＩが製造販売するＦＤＧを購入している南関東地区及び近畿地区所在の取引先医療機関から自社が製造販売するＦＤＧの当日中の配送依頼を受けた際にはこれを拒否する旨の方針を定めて社内周知し、以後、当該方針に沿って依頼を拒否していた。	第3条前段 第19条 (一般指定 第14項)	R2. 3. 11

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 令和元年度警告一覧

一連 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	警告年月日
1	丸井産業株式会社に対する件	次の行為により、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。 (1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。 (2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。	第19条(第2条第9項第5号)	R元.5.15
2	あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対する件	平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。 ○ 部会員との間で (1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨 (2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で ・ 前記(1)の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を株式会社本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を株式会社本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。	第19条(一般指定第12項)	R元.7.3

(注) 一般指定とは、不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第7表 令和元年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者に対する件 令和元年（措）第1号	炭酸ランタン水和物口腔内崩壊錠の後発医薬品の製造業者であるコーアイセイ株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価について、日本ケミファ株式会社がコーアイセイ株式会社に対して提示した価格を目途とする旨を合意していた。	1	137 万	R 元. 6. 4
2	舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する件 令和元年（措）第2号	舗装用改質アスファルトの製造販売業者が、販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	2	314,098 万	R 元. 6. 20
3	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する件 令和元年（措）第4号	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2	7,418 万	R 元. 7. 11
4	アスファルト合材の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第6号	アスファルト合材の製造販売業者が、販売価格の引上げを共同して行っていく旨を合意していた。	8	3,989,804 万	R 元. 7. 30
5	特定アルミ缶の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第7号	特定アルミ缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	2	2,039,196 万	R 元. 9. 26
6	特定スチール缶の製造販売業者に対する件 令和元年（措）第8号	特定スチール缶の製造販売業者が、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意していた。	2	533,160 万	R 元. 9. 26
7	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件 令和元年（措）第9号	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	11	32,927 万	R 元. 11. 22
8	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件 令和元年（措）第10号	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	8	10,533 万	R 元. 11. 22
9	カルバン錠の販売業者らに対する件 令和2年（措）第1号	カルバン錠の販売業者又は製造販売業者である鳥居薬品株式会社と日本ケミファ株式会社が、仕切価を合わせる旨を合意していた。	1	287 万	R2. 3. 5
合 計			37	692 億 7560 万	

第8表 係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	ルビコン株式会社ほか 1名による 件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。(課徴金額 10億6774万円(ルビコン(株)), 36億4018万円(ニチコン(株)))	28.9.23 28.9.26	東京高裁	31.3.28 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 (31.4.10 ルビコン (株)控訴, 31.4.12 ニチ コン(株)控訴) (排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求)
2	高知県農業 協同組合に よる件	なすの販売を受託することが できる組合員を支部員又は支部園芸 部から集出荷場の利用を了承され た者に限定していたところ, 次の とおり, 組合員からなすの販売を 受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷し たことにより支部園芸部を除名 されるなどした者からなすの販 売を受託しないこととして, な すの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用する ことなく農協以外への出荷を行 った場合に徴収される系統外出 荷手数料について, 自らの販売事 業の経費(農協職員の人件費等) に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を 收受し, これを系統出荷が行わ れたなすに関して自らが控除す る諸掛預り金と同様に販売事業 に係る経費に充てていた。	29.5.2	最高裁判所	31.3.28 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 (31.4.11 控訴) R元.11.27 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 (R元.12.10 上告受 理申立て) (排除措置命令取消 請求) 執行停止の申立ては 却下決定(29.7.31) (確定)
3	株式会社富 士通ゼネラ ルによる件	消防救急デジタル無線機器につ いて, 納入予定メーカーを決定し, 納入予定メーカー以外の者は, 納 入予定メーカーが納入できるよう に協力する旨を合意していた。(課 徴金額 48億円)	29.8.1	東京地裁	(排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求)
4	公益社団法人神奈川県 LPガス協 会による件	神奈川県LPガス協会は, 切替 営業を行う入会希望者の入会申込 みについて否決し, もって当該入 会希望者が協会団体保険に加入で きなくなることにより, 神奈川県 内のLPガス販売事業に係る事業 分野における現在又は将来の事業 者の数を制限している。	30.6.25	東京高裁	R2.3.26 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 (R2.4.9 控訴) (排除措置命令取消 請求) 執行停止の申立ては 却下決定(30.7.11) 即時抗告の棄却決定 (30.7.17)(確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
5	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることが合意していた。（課徴金額 5876 万円）	31. 3. 29	東京高裁	R 元. 12. 19 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R 元. 12. 27 控訴） （課徴金納付命令取消請求）
6	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。（課徴金額 1 億 6143 万円（東日本）、3283 万円（西日本））	R2. 1. 16	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R2. 3. 27） （確定）
7	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 58 億 157 万円）	R2. 1. 28	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
8	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	東京地裁	（課徴金納付命令取消請求）

第9表 令和元年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
1	奥村組土木 興業株式会 社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28. 9. 28	東京地裁 R 元. 5. 9	請求棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（28. 12. 14） （確定）
2	常盤工業株 式会社によ る件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額 5544 万円）	29. 3. 3	東京高裁 R 元. 5. 15	控訴棄却判決 （上訴期間の経過をもって確定） （課徴金納付命令取消請求）
3	高知県農業 協同組合に よる件	なすの販売を受託することが できる組合員を支部員又は支部 園芸部から集出荷場の利用を了 承された者に限定していたとこ ろ、次のとおり、組合員からな すの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷 したことにより支部園芸部を 除名されるなどした者からな すの販売を受託しないことと して、なすの販売を受託して いた。 ② 支部員が集出荷場を利用す ることなく農協以外への出荷 を行った場合に徴収される系 統外出荷手数料について、自ら の販売事業の経費（農協職員の 人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等 を収受し、これを系統出荷が 行われたなすに関して自らが 控除する諸掛預り金と同様に 販売事業に係る経費に充てて いた。	29. 5. 2	東京高裁 R 元. 11. 27	控訴棄却判決 （R 元. 12. 10 上告受 理申立て） （排除措置命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（29. 7. 31） （確定）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
4	株式会社阪 急阪神百貨 店による件	近畿地区の百貨店業者は、優 待ギフト送料の額を引き上げる ことを合意していた。（課徴金額 6758 万円）	30. 12. 5	東京地裁 R 元. 12. 19	請求棄却判決 （上訴期間の経過を もって確定） （課徴金納付命令取 消請求）
5	株式会社高 島屋による 件	近畿地区の百貨店業者は、優 待ギフト送料の額を引き上げる ことを合意していた。（課徴金額 5876 万円）	31. 3. 29	東京地裁 R 元. 12. 19	請求棄却判決 （R 元. 12. 27 控訴） （課徴金納付命令取 消請求）
6	公益社団法 人神奈川県 L P ガス協 会による件	神奈川県 L P ガス協会は、切 替営業を行う入会希望者の入会 申込みについて否決し、もって 当該入会希望者が協会団体保 険に加入できなくなることによ り、神奈川県内の L P ガス販売 事業に係る事業分野における現 在又は将来の事業者の数を制限 している。	30. 6. 25	東京地裁 R2. 3. 26	請求棄却判決 （R2. 4. 9 控訴） （排除措置命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（30. 7. 11） 即時抗告の棄却決定 （30. 7. 17）（確定）

第 10 表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		27	28	29	30	元
審判 事件数	前年度からの繰越件数	275	260	245	178	163
	審判手続開始件数	1 (注1)	0	0	0	0
	うち排除措置命令審判事件	1	0	0	0	0
	うち課徴金納付命令審判事件	0	0	0	0	0
	年度内審判係属事件数	276	260	245	178	163
審決 件数	排除措置命令に係る審判請求棄却 審決等	7	6	33	8	5
	課徴金納付命令に係る審判請求棄 却審決等	9	8	33	7	6
	合 計	16	14	66	15	11
次年度への繰越し		260	245 (注2)	178 (注3)	163	152

(注1) 平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行った（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。

(注2) 平成28年度においては、14件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。このため、平成28年度における次年度への繰越件数は、245件となる。

(注3) 平成29年度においては、66件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった（NTN株式会社に対する件）。このため、平成29年度における次年度への繰越件数は、178件となる。

第 1 1 表 令和元年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 6 ＊	25 (判) 30～35	王子コーン スターチ株 式会社ほか 2 名に対す る件	【違反行為に係る認定】 被審人王子コーンスターチ及び被審人Ｊーオイルミルズが、他の事業者と共同して、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕) なお、被審人加藤化学については、上記合意に参加したとまで認めるに足る証拠はないと認定し、排除措置命令を取り消した。 【課徴金額に係る認定】 1 億 6445 万円 (被審人 3 名合計) → 1 億 2329 万円 (被審人 2 名合計) 被審人王子コーンスターチ及び被審人Ｊーオイルミルズが違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認め、被審人加藤化学に対する課徴金納付命令を取り消した。	旧法 66 条 3 項, 66 条 2 項 (3 条 後段, 7 条 の 2)	R 元. 9. 30 (2 名に対する排 除措置命令及び 課徴金納付命令 に係る審判請求 棄却審決並びに 1 名に対する排除 措置命令及び課 徴金納付命令を 取り消す審決)
7 ・ 8 ＊	24 (判) 40～41	株式会社エ ディオンに 対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち、92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円 → 30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	旧法 66 条 3 項, 66 条 2 項 (19 条 [2 条 9 項 5 号], 20 条の 6)	R 元. 10. 2 (排除措置命令 の変更及び課徴 金納付命令の一 部を取り消す審 決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
9	25 (判) 22	N T N 株式 会社に対す る件	【課徴金額に係る認定】 72 億 3107 万円→70 億 3012 万円 被審人が違反行為（不当な取引制限〔価格カルテル〕）により販売した産業機械用軸受及び自動車用軸受の売上額を課徴金の対象として認め、一部の商品については、自動車用軸受に該当しないことから課徴金算定の基礎とならないため、課徴金納付命令の一部を取り消した。 なお、審判手続終了前に、同一事件について、被審人に対し、罰金 4 億円に処する旨の裁判が確定したため、課徴金の額を、罰金額の 2 分の 1 に相当する 2 億円控除した額に変更した。	旧法 66 条 3 項、66 条 2 項（7 条 の 2〔3 条 後段〕）、51 条 3 項	R 元. 11. 26 （課徴金納付命 令の一部を取り 消すとともに課 徴金の額を変更 する審決）
10 ・ 11 ＊	26 (判) 1～2	ダイレック ス株式会社 に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である 78 社のうち、69 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。（不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 12 億 7416 万円→11 億 9221 万円 被審人と 69 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	旧法 66 条 3 項、66 条 2 項（19 条 〔2 条 9 項 5 号〕、20 条の 6）	R2. 3. 25 （排除措置命令 の変更及び課徴 金納付命令の一 部を取り消す審 決）

（注 1） 「一連番号」欄に「＊」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである（令和元年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第 12 表参照）。

（注 2） 平成 25 年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第 1 2 表 令和元年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	株式会社飯島 工事ほか 1 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 7. 12	東京高裁 30. 9. 7	請求棄却判決 (30. 9. 19 上告及び上告受理 申立て)
		【課徴金額に係る認定】 2163 万円 (2 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 6. 14	上告棄却及び上告 不受理決定
2	三森建設株式 会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 7. 13	東京高裁 30. 10. 26	請求棄却判決 (30. 11. 12 上告及び上告受理 申立て)
		【課徴金額に係る認定】 1434 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 6. 14	上告棄却及び上告 不受理決定
3	天川工業株式 会社ほか 8 名 による件 【上告審・岩 波建設株式会 社ほか 7 名】	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 7. 14	東京高裁 30. 8. 10	請求棄却判決 (29. 8. 23 原告天川工業株 式会社を除く 8 名 につき、上告及び 上告受理申立て 原告天川工業株 式会社につき、上 訴期間の経過をも って確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 1 億 5922 万円（9 社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 6. 14	上告棄却及び上告 不受理決定
4	株式会社廣川 工業所による 件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 7. 18	東京高裁 30. 8. 31	請求棄却判決 (30. 9. 11 上告及び上告受理 申立て)
		【課徴金額に係る認定】 2772 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 6. 14	上告棄却及び上告 不受理決定
5	植野興業株式 会社ほか 6 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 7. 18	東京高裁 30. 11. 30	請求棄却判決 (30. 12. 14 上告及び上告受理 申立て)
		【課徴金額に係る認定】 2 億 2583 万円（7 社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 6. 14	上告棄却及び上告 不受理決定

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	友愛工業株式 会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 11. 1	東京高裁 30. 11. 30	請求棄却判決 (30. 12. 17 上告及び上告受理 申立て)
		【課徴金額に係る認定】 2631 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 6. 20	上告棄却及び上告 不受理決定
7	飯塚工業株式 会社ほか 5 名 による件 【うち、長田 建設株式会社 及び中楯建設 株式会社は上 告及び上告受 理申立てを取 り下げ (R 元. 11. 8)】	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 11. 2	東京高裁 R 元. 5. 17	請求棄却判決 (R 元. 5. 30 上告及び上告受理 申立て)
		【課徴金額に係る認定】 1 億 1975 万円 (6 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁 R 元. 11. 28	上告棄却及び上告 不受理決定
8	株式会社山陽 マルナカによ る件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の	31. 3. 22	東京高裁	係属中

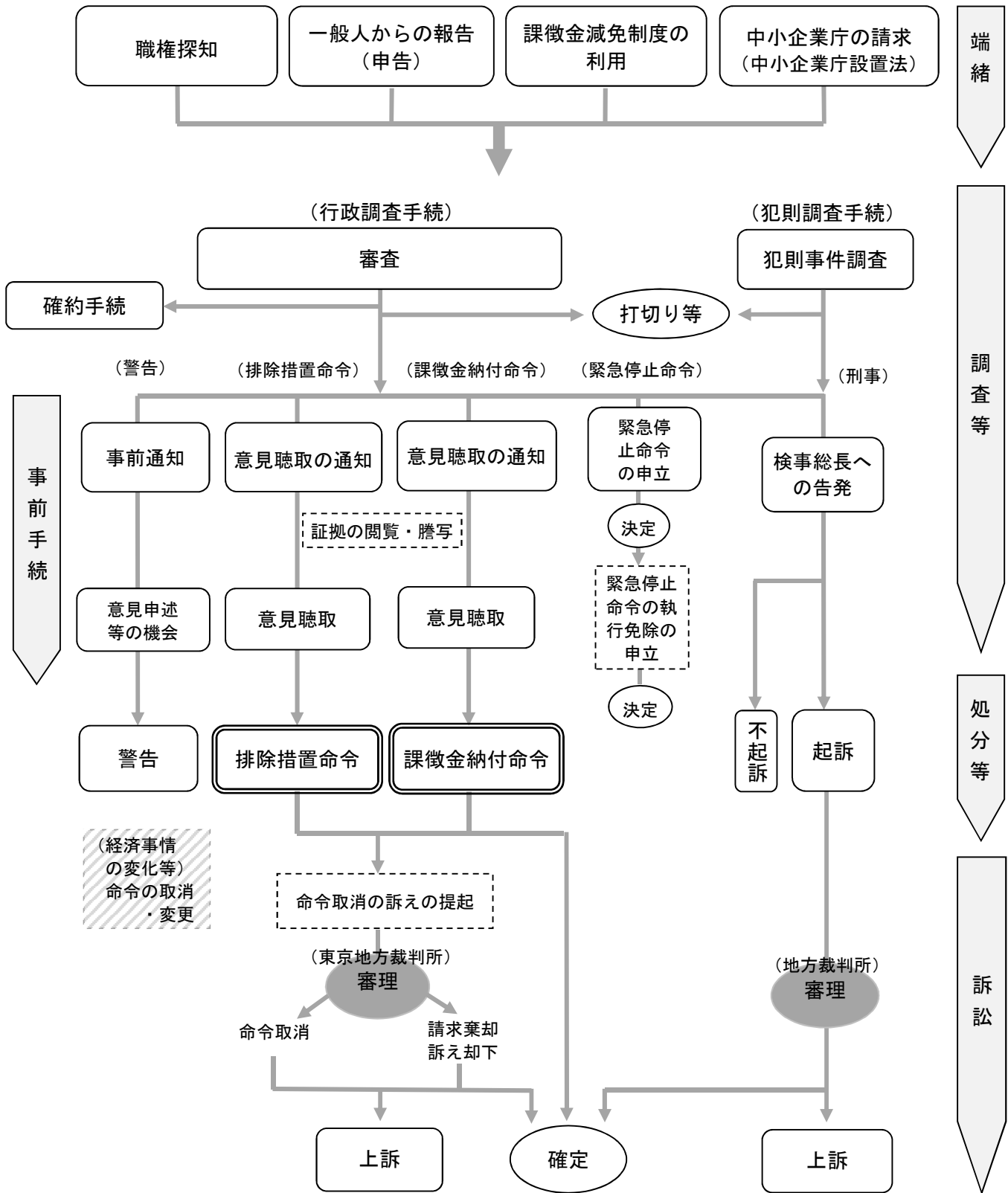
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		相手方である 165 社のうち、127 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 7839 万円 被審人と納入業者 127 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。			
9	株式会社ラルズによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち 88 社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 12 億 8713 万円 被審人と納入業者 88 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	31. 4. 24	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
10	株式会社Ｊ－ オイルミルズ による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔価格カルテル〕) 【課徴金額に係る認定】 5434 万円 被審人が違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認めた。	R 元. 10. 30	東京高裁	係属中
11	株式会社エディオンによる 件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 127 社のうち、92 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から控除すべきものとされた。	R 元. 11. 1	東京高裁	係属中

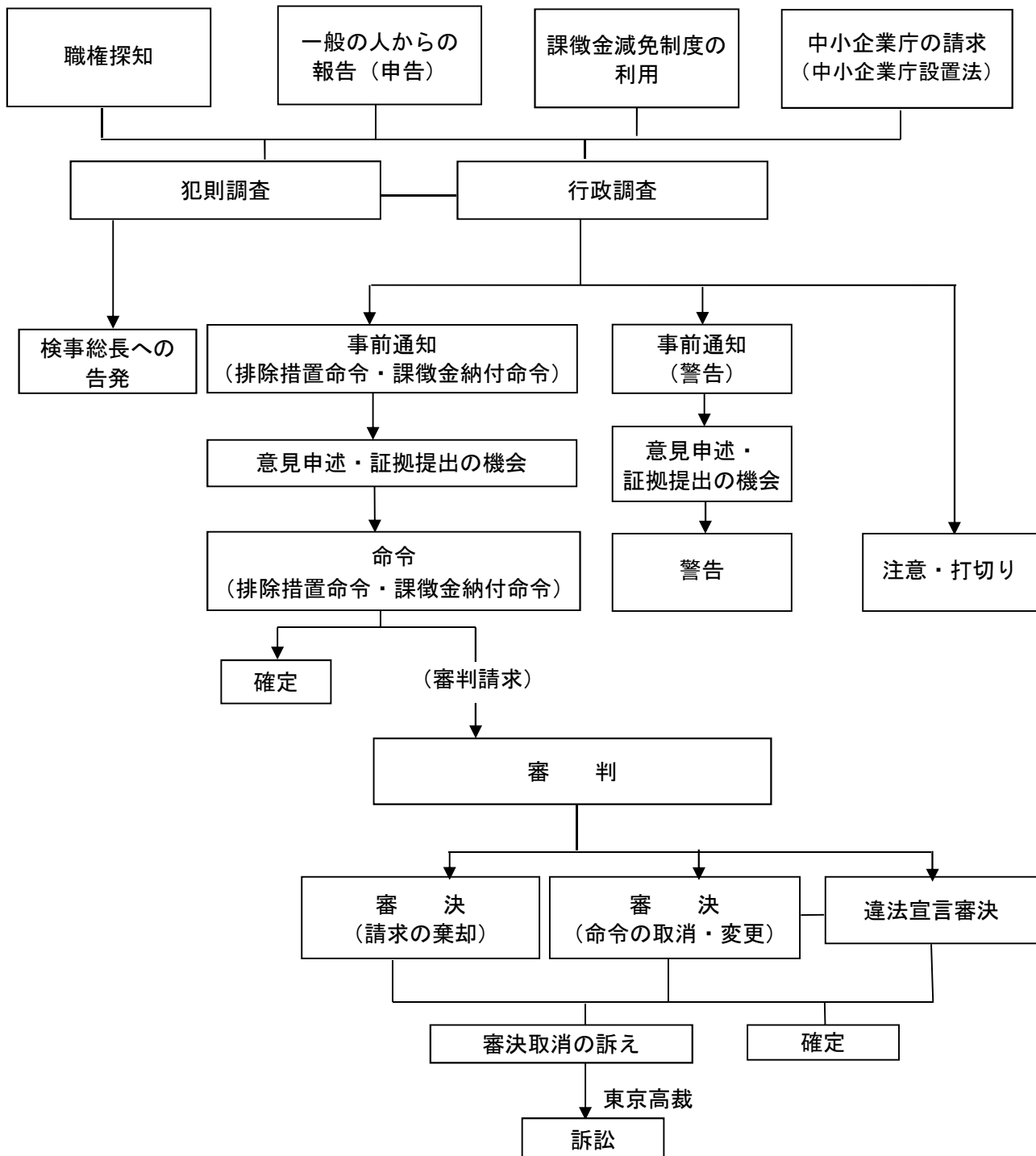
(参考) 令和2年度に提起された審決取消請求訴訟

件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
ダイレックス 株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたこと、閉店セール協賛金を提供させたこと、及び火災関連金の提供をさせたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 11億9221万円 被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	R2.4.2	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第２条の規定により、平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

令和元年度のＩＴ・デジタル関連分野における取組状況

1 情報提供窓口の運用状況

公正取引委員会は、ＩＴ・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成２８年１０月２１日に専用の情報提供窓口を設置した。平成２８年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

当委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

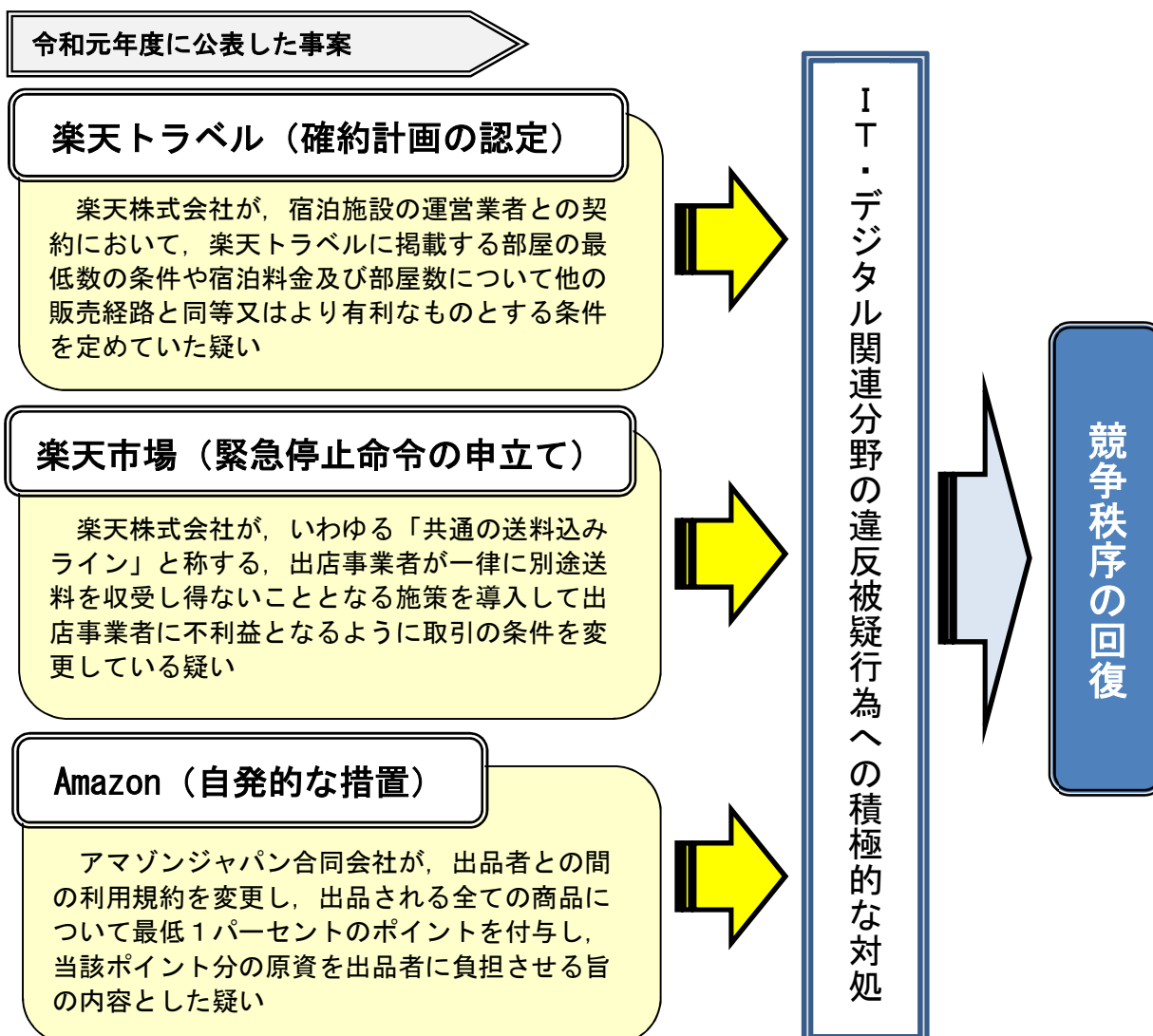
(件)

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
ＩＴ・デジタル関連分野	５０	１０４	１１７	１８０

2 ＩＴタスクフォース等の取組状況

公正取引委員会は、平成１３年４月、ＩＴ・公益事業タスクフォースを設置していたところ、平成２８年７月、同タスクフォースを改組し、「ＩＴタスクフォース」及び「公益事業タスクフォース」に分離し、ＩＴタスクフォースでは、ＩＴ・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に専門的な検討・分析に基づく調査を実施することとしている。

令和元年度には、デジタル・プラットフォーマー等のＩＴ・デジタル関連分野の事業者による単独行為事案について積極的な調査を行った。



令和元年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

- (2) 令和元年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約39日であった（前年度は約48日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものもあった。

第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和元年度に警告1件、注意29件を処理した。

2 警告の概要

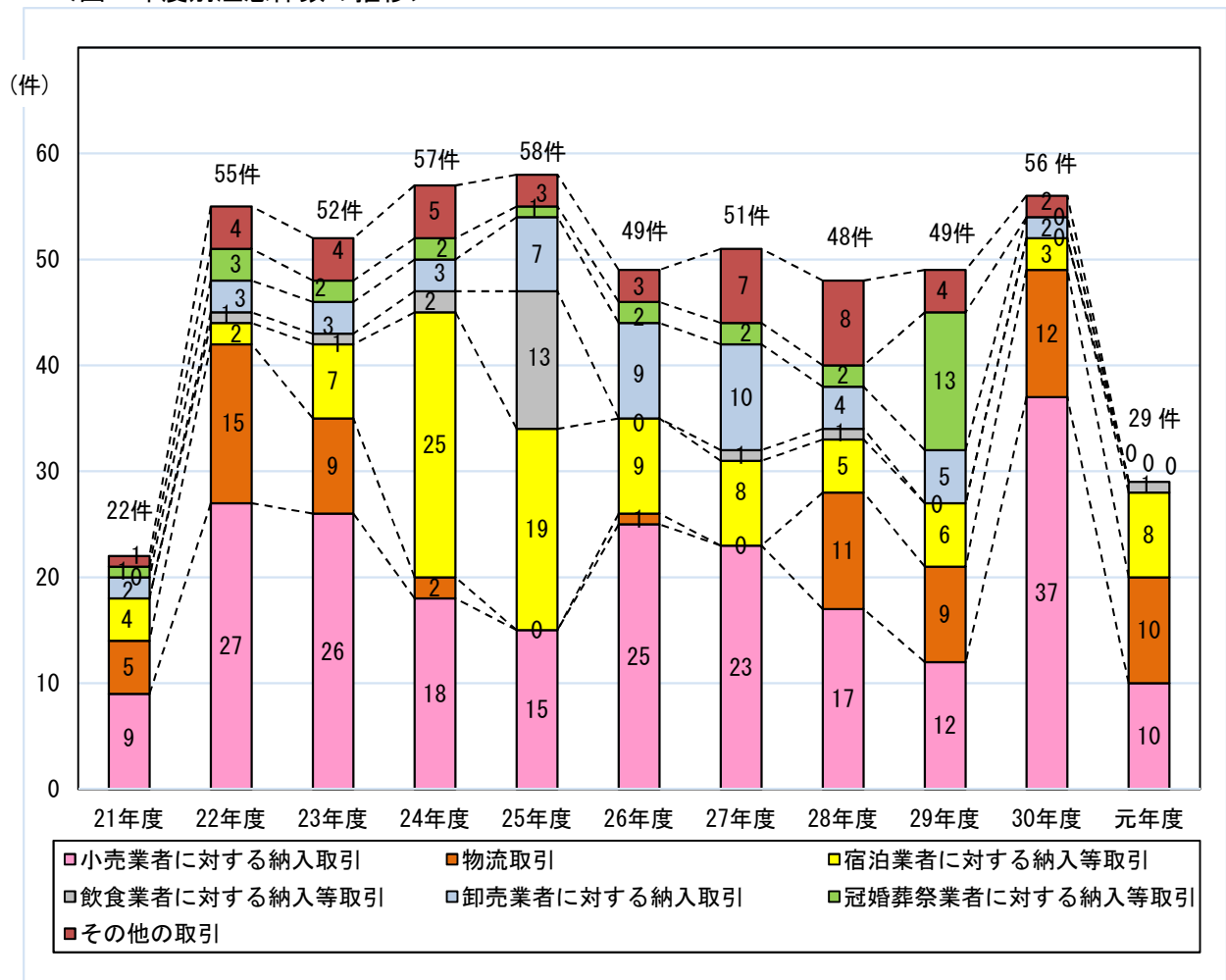
建築用金物等の卸売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について審査を行い、警告を行った。

丸井産業株式会社は、遅くとも平成27年5月以降平成31年2月までの間、次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭を提供させていた疑い。

- (1) 納入業者のうち171社に対し、自社の社員旅行の費用の一部に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。
 - (2) 納入業者のうち19社に対し、自社の営業担当者への報奨金等に充てるため、当該納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、毎月の仕入金額に一定率を乗じて得た額の金銭を提供させていた。
- (令和元年5月15日 警告)

3 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞



(1) 注意を行った29件を取引形態別にみると、前図のとおり、小売業者（ドラッグストア、ホームセンター等）に対する納入取引及び物流取引がそれぞれ10件と最も多く、次いで宿泊業者に対する納入等取引が8件、飲食業者に対する納入等取引が1件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が20件中9件と最も多く、次いで「購入・利用強制」と「返品」がそれぞれ4件となっている。

また、物流取引については、「支払遅延」が26件中7件と最も多く、次いで「その他経済上の利益の提供の要請」が6件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「協賛金等の負担の要請」が14件中7件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が5件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「購入・利用強制」が11件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」と「その他経済上の利益の提供の要請」がそれぞれ9件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	飲食業者に 対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	5	1	0	11
協賛金等の負担の要請	0	0	7	0	0	7
従業員等の派遣の要請	9	0	0	0	0	9
その他経済上の利益の 提供の要請	1	6	2	0	0	9
返品	4	0	0	0	0	4
支払遅延	0	7	0	0	0	7
減額	2	5	0	0	0	7
取引の対価の一方的決 定	0	2	0	0	0	2
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	5	0	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0
合計	20	26	14	1	0	61

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(29件)と行為類型の内訳の合計数(61件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) ドラッグストアを営むAは、納入業者に対し、事業遂行上必要としないクリスマスケーキ及びカタログギフトの購入を要請していた。
- (2) ホームセンター等を営むBは、納入業者に対し、自社が取り扱う季節商品等及びグループ会社を取り扱うイージーオーダースーツ等の購入を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (3) ドラッグストアを営むCは、新規開店、改装開店又は閉店に当たり、医薬品、化粧品、食品、日用雑貨等の納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、Cがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (4) ホームセンター等を営むDは、新規開店や改装開店に当たり、食料品、日用品等の納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、Dがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (5) スーパーマーケット等を営むEは、新規開店及び改装開店に当たり、納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、派遣を受けた納入業者の従業員等に対して、弁当及び飲料を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (6) ドラッグストアを営むFは、取引開始時に個々の商品ごとに納入業者と返品の可否について協議し、納入業者から返品可と同意を得た商品を返品していたが、納入業者との協議において定めたのは納入業者が負担する送料等のみであり、返品の特定期限や数量等の条件については何ら定めることなく返品していた。
- (7) ホームセンター等を営むGは、納入業者に対し、買取条件で取引している商品の返品について、返品前にあらかじめ納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品

によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。また、返品条件付きで取引している季節商品について、商品の購入に当たって販売期間、返品時の送料負担等の条件について合意していたが、返品数量の上限について取り決めていなかった。

その他経済上の利益の提供の要請

- (8) ホームセンター等を営むHは、納入業者に対し、毎年実施する創業祭で行う抽選会の景品とする物品の提供を要請していた。

減額

- (9) ホームセンター等を営むIは、納入業者に対し、賞味期限が近くなった商品を値引きして販売する際に、当該商品の値引き分の負担を要請し、当該金銭を支払代金から減額していた。
- (10) ホームセンター等を営むJは、納入業者に対し、棚落ち商品、消費期限が迫った商品等を値引きして販売する際に、当該商品の納入価格の引下げを要請し、納入業者が本来負担する必要のない値引き分を負担させ、支払代金から減額していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 各種商品卸売業を営むKは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、①書面による合意を得ることなく、又は、②前営業日に支払うことで合意しているにもかかわらず、それぞれ、翌営業日に支払っていた。また、物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、支払担当者の事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに保管料金を支払っていなかった。
- (2) 住宅建材の卸売業を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、あらかじめ書面による合意を得ることなく、翌営業日に支払っていた。
- (3) 建設業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者からの請求が遅れた場合に、督促等を行うことなく、あらかじめ定めた支払期日より後に支払っていた。また、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、一部の物流事業者との間であらかじめ書面による合意を得ることなく、翌営業日に支払っていた。

減額

- (4) 建設業を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注後に物流事業者が請求額の千円未満の金額を切り捨てて請求（端数処理）してきた場合には、当該

請求額を支払っていた。また、あらかじめ物流事業者から書面による合意を得ていないにもかかわらず、「出精値引」と称して一部の物流事業者に対する支払金額から一定割合の金額を差し引いて支払っていた。

- (5) 建設機械器具の賃貸業を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、運送費等を物流事業者を支払う際に振込手数料を支払金額から差し引くことについて書面による合意を得ていたものの、一部の物流事業者に対する支払金額から振込手数料相当額を上回る手数料を差し引いて支払っていた。
- (6) その他の卸売業を営むPは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、配送費等を物流事業者を支払う際の振込手数料について、あらかじめ物流事業者から書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払金額から振込手数料相当額を差し引いて支払っていた。

不当な経済上の利益の提供要請

- (7) 建設機械器具の賃貸業を営むQは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Qが取り扱う商品を1か所にまとめる追加作業を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。
- (8) 住宅建材の卸売業を営むRは、運送業務を委託する物流事業者に対し、営業所において建築資材等を積み込む際の検品作業、トラックへの積み込み作業及び指定販売先において建築資材等の取卸し作業を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。
- (9) 食品の製造業を営むSは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、顧客が指定する倉庫等への積み下ろし作業等を行わせているにもかかわらず、あらかじめこれらの作業に係る費用の支払いについて物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (10) 住宅建材の卸売業を営むTは、運送業務を委託する物流事業者に対し、道路混雑等の都合により配送予定の建築資材等が営業所に納品されないなどの理由から、物流事業者を営業所に1時間程度待機させているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を適正に支払っていなかった。
- (11) 建設機械器具の賃貸業を営むUは、運送業務を委託する物流事業者に対し、現場の都合により、物流事業者を納品場所に待機させているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を適正に支払っていなかった。

取引の対価の一方的決定

- (12) 各種商品卸売業を営むVは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、保管料金の商談時に、物流事業者との間で十分な協議を行うことなく、同業他社の保管料金に合わせるよう要請していた。

購入・利用強制

- (13) 建設機械器具の賃貸業を営むWは、運送業務を委託する物流事業者に対し、事業遂行上必要としない商品の購入を要請していた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業等を営むXは、納入業者に対し、Xのホテル等で利用できる商品券及びXが営むビアガーデンのチケットの購入を要請していた。
- (2) 宿泊業等を営むYは、取引先事業者に対し、事業遂行上必要としないYのホテルで開催するクリスマスディナーショーのチケット、料理イベントのチケット、クリスマスケーキ及びお節料理の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) 宿泊業等を営むZは、納入業者に対し、算定根拠、使途等を明確にせず、「割り戻し」と称して、毎月、取引額に一定割合を乗じて算出した額の負担を要請していた。
- (4) 宿泊業を営むAAは、取引先事業者に対し、AAのホテルで開催するブライダルフェアにおいて、当該フェアの経費等に充てるため、協賛金の負担を要請していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (5) 宿泊業を営むABは、取引先事業者に対し、ABのホテルで開催するブライダルフェアにおいて、当該フェアに使用する物品の提供を要請していた。